

投資奨励委員会事務局 告示

P-11/仏暦2544年(2001年)(仮訳)

件名 増加投資の変更を有する場合のプロジェクトの許可検討原則

増加投資を有する投資奨励を受けたプロジェクト変更の許可検討の使用に際しての原則を定めることを妥当と見なし、
仏暦2520年投資奨励法第13条の意図する権限により、投資奨励委員会の同意を得て事務局は、仏暦2534年第19号の投資奨励委員会事務局の告示、件名、プロジェクトの変更に対して権利恩典を付与する原則を廃止し、かつ、増加投資を有するプロジェクトの変更許可検討の使用に際しての原則を定めるものとする。以下による。

1. 既存の製品生産能力増加の場合

- (1) まだ稼動していないプロジェクト、あるいは稼動したが十分なプロジェクトに至っていないものでなくてはならない。あるいは、奨励証書による生産能力を満たし、稼動を開始している場合には、既存の生産ラインの改変、あるいは生産効率改変の場合のケースとしてのみ検討する。
- (2) 最初の奨励証書による生産能力の30%を超えない総生産能力増加を有するものでなくてはならない。これに関しては、仏暦2543年第8号 投資奨励委員会事務局告示 投資支援の件による生産力の増加は一緒にしない。
- (3) 既存の生産ラインの変更、あるいは生産効率の変更の場合を除き、既存の奨励証書により余剰となっている権利恩典を付与するものとし、その適応性により機械関係の権利恩典を付与する期間を延長する。

2. 新しい製品種類の増加の場合

- (1) まだ稼動していないプロジェクト、あるいは稼動したが未だ十分なプロジェクトでないものとしなくてはならない。
- (2) 最初の奨励証書による生産能力の30%を超えない機械関係の投資を終えているものでなくてはならない。これらに関しては、仏暦2543年第8号 投資奨励委員会事務局告示による生産力の増加は一緒にしない。

- (3) 立地するゾーンにかかわる条件の緩和により申請を提出した時に奨励を与えた業種に属する製品でなくてはならない。
- (4) 既存の奨励証書の余剰に等しい権利恩典を付与するものとする。

上段の指針に対して、判定ができない問題を有する場合には、投資奨励委員会長官を判定者とする。

これらに関して、仏暦2544年（2001年）10月11日から有効とする。

告示日 仏歴2544年（2001年）11月27日
署名 チャクラモン・パスカワニット
投資委員会長官

この翻訳は、告示日2001年11月27日付の投資委員会事務局告示P-11/仏暦2544年の翻訳であるが、利用に当たっては、タイ語による原本に依拠されるようお願いいたします。